

東御市公共温泉施設、東御市海野宿滞在型交流施設等観光施設の利用料金の改定について

1 背景

(1) 人件費の上昇

近年の労働市場の変化により、従業員の確保にかかるコストが急激に増加しています。最低賃金の引き上げ（長野県：令和6年10月1日から998円）や労働条件の改善が進む一方で、人員確保の必要性もあいまって、運営スタッフの賃金も増加傾向にあります。これらにより、運営に係る人件費が大幅に増加し、施設の経営を圧迫している現状です。

(2) 物価高騰の影響

物価全般の高騰により施設の運営に必要な消耗品や備品等のコストが顕著に増加しています。また、施設の保守管理費や光熱費も近年のエネルギー価格の変動により上昇しており、現在の料金体系ではこれらのコストを賄うことが大変難しくなっております。

(3) 近隣類似施設の料金状況

公共施設の運営において、近隣の類似施設との均衡を図っていく事も重要です。こうした中、上田市では既に来年度からの公共温泉施設の利用料改定を表明しています。本市としても、運営コストの増加に関わらず、現状の料金を維持し続けることは競争力を保つうえで不利な状況であるとともに、受益者と非受益者間の公費（税）負担の公平性、公正性を確保する観点からも運営コストに対する相応の受益者負担を求めることが必要であります。

2 主な改定内容（案）

現行の料金体系と改定案について、下記に主なものをお示しします。

(1) 公共温泉4施設の利用料金

東御市温泉コミュニティセンター（御牧乃湯）、東御市芸術むら公園（アートヴィレッジ明神館）、東御市農業農村活性化施設（湯楽里館）、東御市温泉健康複合施設（ゆうふる tanaka）における、日帰りに利用する場合の1回利用券、11回利用券および月利用券の条例料金（上限額）を、次のとおり改定する。

区分		利用料金	
		現行	改定後
1回利用券	大人	510円	650円
	小人	300円	変更なし
11回利用券	大人	5,100円	6,500円
	小人	3,000円	変更なし
月利用券		6,110円	7,000円

※ 全温泉施設に係る月利用券は、近隣類似施設には扱いの無い料金体系ですが、本市においては、利用者の要望に沿い設けているものです。

(2) 東御市芸術むら公園（アートヴィレッジ明神館）の宿泊利用料金

アートヴィレッジ明神館の宿泊に利用する場合の料金を、次のとおり改定する。

区分		利用料金	
		現行	改定後
展望風呂付 和洋室 (1泊1名)	大人	15,270円	19,300円
	小人	10,690円	13,500円
	3歳以上幼児	5,340円	6,700円
和洋室 (1泊1名)	大人	10,180円	12,900円
	小人	7,130円	9,000円
	3歳以上幼児	3,560円	4,500円
和室 (1泊1名)	大人	10,180円	12,900円
	小人	7,130円	9,000円
	3歳以上幼児	3,560円	4,500円
ツインルーム (1泊1名)	大人	8,150円	10,300円
	小人	5,700円	7,200円
	3歳以上幼児	2,850円	3,600円

(3) 東御市温泉健康複合施設（ゆうふる tanaka）スポーツゾーンの利用料金

ゆうふる tanaka のスポーツゾーンを利用する場合の1回利用券、月利用券の料金を、次のとおり改定する。

区分		利用料金	
		現行	改定後
スポーツゾーン (16歳以上の者に限る)	1回利用券	1,020円	1,200円
	月利用券	7,640円	9,000円

(4) 東御市海野宿滞在型交流施設（うんのわ）の利用料金

「うんのわ」の宿泊の用に供する部分の利用料金を、次のとおり改定する。

区分	利用料金	
	現行	改定後
大人1人1泊	10,180円	49,600円
小人1人1泊	7,130円	34,700円
3歳以上の幼児1人1泊	3,560円	17,300円

3 利用者への対応

料金改定の透明性の確保、急激な料金の変動を防止するために次の施策を実施します。

(1) 広報活動の強化

料金改定について、透明性を保つために早期の広報活動を行います。また、Web サイトや SNS、各施設内への掲示を通じて、来場者に誠実な対応を行います。

(2) 定期的な見直し

利用者が負担する割合を適正に維持するため、社会経済情勢の変化や施設の維持管理経費が適時に反映されるよう、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。

4 結論と提案

前記のとおり、人件費（最低賃金の改定）および物価（電気、燃料等）の高騰により、現在の料金体系では施設の維持運営が困難な状況となっております。施設の設置目的に則り、運営資金の一部を税金で賄っている実状からも、今後も利用者にとって価値あるサービスの提供を維持し、持続可能な健全運営を続けるためには、受益者負担の観点からも相応な利用料収入の確保が重要であります。また、料金が適正でない場合、財政負担が増え、他の公共サービスの充実に影響を及ぼす可能性もあることから、人件費や物価の高騰、サービスの質向上に伴うコストの増加を反映した柔軟な施設運営を可能にする料金体系への見直し（料金改定）を行うことが持続可能な施設運営と利用者満足度の向上に寄与するものと考えています。

5 今後のスケジュール

令和6年12月	議会上程
令和7年1月～3月	準備・周知
令和7年4月	改定料金適用

印鑑登録証の交付手数料の料金改定について

市民課市民係

1 改定理由

印鑑登録証の交付手数料について、現在の物価高騰の状況を踏まえ所要の改正を行います。

2 改定内容

・印鑑登録証の交付手数料

【現行】200円 ⇒ 【改定】300円

3 関連条例

・東御市手数料条例

4 市民への対応

・手数料改定について市報・ホームページ・SNS等で周知を図ります。

5 担当

・市民課市民係